

議案第80号 権利の放棄について

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

1 放棄する権利

- (1) (昭和59年9月28日付け 亡 A 契約) 宅地取得資金貸付金債権
- (2) (昭和59年12月21日付け 亡 A 契約) 住宅新築資金貸付金債権

2 債務者

亡 A 相続財産

3 放棄する金額

- (1) 宅地取得資金貸付金債権
未払いの元金利息金3,725,788円及びこれに係る違約金
- (2) 住宅新築資金貸付金債権
未払いの元金利息金6,877,040円及びこれに係る違約金

4 理由

亡借受人(主債務者) A が借り入れた第1項の貸付金を原資として取得した土地及び新築した建物に設定された、本市を抵当権者とする抵当権に基づき担保不動産競売を申し立て売却されたが、配当金額が債権額に満たなかった。

また、亡借受人(主債務者) A の相続人全員が相続放棄をしたため、相続人が不存在であること、連帯保証人2名について、死亡及び所在不明となっていることから、これ以上の債権回収が困難であるため。